

住民基本台帳法に基づき閲覧の請求を拒否できる場合

第十一条 何人でも、・・(中略)・・閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足る相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

- 請求事由については、具体的であることを要する。「具体的」とは、単に「世論調査のため」といった程度の記載では足りず、住民基本台帳のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載であることを要する。

その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により確認することが適当である。質問や関係文書の提出に応じない場合には、閲覧請求を拒否して差し支えない。これは、本条において請求者の側に、その請求事由が不当な目的に該当しないということを挙証する責任があると解釈されることによるものである。

請求者の氏名及び住所についても、必要に応じ官公所の発行した証明書等により確認することが適当である。

個人情報保護法のうち個人情報取扱事業者の義務に関する規定等が施行されること等を踏まえ、市区町村長の判断で、住基法第11条第3項の規定に基づき閲覧の請求を拒否すべきかどうか判断するために、請求者に対して閲覧により取得した情報の管理方法等について、明らかにさせる取扱いとすることとしても差し支えない。

- 請求者が法人等の場合であって、住民基本台帳の一部の写しを大量（閲覧する住民が具体的に特定されていない場合をいう。）に閲覧する場合には、請求事由を明らかにさせる趣旨から、以下のような内容について請求者に提出させることが適当である。

- ① 当該請求者である法人等の概要の分かる資料（法人登記など）
- ② 個人情報保護法を踏まえた事業者の対応の分かる資料（プライバシーポリシーなど）
- ③ 請求事由に係る調査や案内等の内容の分かる資料（こういった成果物を予定しているかを含む。）

- 「不当な目的」とは、他人の住民票の記載事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索したり、暴露したりなどしようとすることをいう。

「不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があるとき」とは、住民基本台帳の閲覧により知り得た事項が不当な目的に使用される蓋然性の高いときをいう。

具体的な例

- ・ 同和地区が含まれる地区の「住民名簿」を作成するおそれがあると認められる場合の請求
- ・ 住民の住所、氏名等を転記して「住民名簿」を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為を行うおそれがあると認められる場合の請求
- ・ 住基法第50条の違反行為（偽りその他不正の手段による閲覧の請求等）を繰り返すような者からの請求
- ・ 個人情報保護法に基づく義務を遵守していない個人情報取扱事業者からの請求

（参考）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、住基法に基づいて行われるものであるが、個人情報保護法が平成17年4月から全面施行されたことに伴い、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等によって、個人情報を取得した個人情報取扱事業者については、個人情報保護法に基づき、利用目的による制限、安全管理措置、第三者提供の制限等の各種の義務が課せられることとなる。

偽りその他不正の手段により住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、住民票の写し等の交付を受けた者は、住基法第50条により、10万円以下の過料に処することとされている。

個人情報保護法が施行されたことに伴い、個人情報取扱事業者が、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合等には、同法第17条違反等として、同法第34条に基づく当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の主務大臣の勧告及び命令の対象となり得る。命令に違反した者は、同法第56条により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされている。